

NPO と民主党との意見交換会 開催

素朴な疑問 その 1

市民協鹿児島研修会のご案内

第 12 回 全国食事サービス活動セミナーのご案内

記者の目

日本経済新聞社 浅川 澄一

お知らせ

NPO と民主党との意見交換会 開催

7 月 14 日 (火曜日) 18 : 00 於いて民主党本部

この度、民主党から NPO へマニュフェストについての意見交換会の申し入れがありました。主要な NPO で協議した結果、お受けすることにしました。また、これに合わせて全政党に対して、こうした場の開催を呼びかけることにしました。市民協への NPO 事業サポートセンターから連絡があり、介護保険制度などについての意見表明の打診があります。参加者を募集しますので、下記の申込書に必要事項をお書きになり、Fax してください。

- 1、日程 平成 21 年 7 月 14 日 (火) 18:00 ~ 20:00 (17:30 開場)
- 2、場所 民主党本部 東京都千代田区永田町 1 丁目 1 1-1 三宅坂ビル - 03-3595-9988
5 階ホール
- 3、参加者 民主党所属国会議員、NPO 関係者 (参加者は当日変更があるかもしれません)
内容 (案) 開会挨拶 岡田幹事長
民主党の政策と取り組みについて
直嶋政調会長、福山政調会長代理
NPO 関係者による意見表明・政策提言
分野は子ども、福祉、環境、国際、その他
意見交換

素朴な疑問その 1. 『保険って何ですか？』

生命保険、自動車保険に火災保険などなど、世に保険といわれるものはたくさん有るけれど、その何れもが、大勢の方の保険料をプールし、いざ必要になったときには必要な現物が給付されるという仕組みですよね。

勿論、現物給付の際には自己負担は発生しません。

それに引き換え医療保険と介護保険は、国の公的機関による管理の下で、財源は税と国民負担保険料による給付であるから、3 割とか 1 割の利用者負担を強いているのでしょうか。憲法にて国民の生活の安全と保障を担保すること謳っているが、国民に犠牲を強いて利用抑制を図る国の姿勢はいかかなのでしょうか。

生活保護者や低所得者に対する負担額の軽減措置を取っていると胸を張っておっしゃいますけど、その軽減された負担金さえ賄えなくて、介護利用の制限を余儀なくされている現実をご存知なのでしょうか。

.....

民主党との意見交換会への参加申込書 Fax 03 - 6809 - 1093

1 . 団体名 _____ Fax _____

2 . 参加者名 : _____

市民協 F A X 通信 2009 年 7 月 5 日号

40 年も 50 年も懸命に働きせよと税金と国民健康保険料を収め、いよいよ身体が言うことを聞かなくなってきたときに、安心して十分な医療も介護も受けられない国は、本当に先進国といえるのでしょうか。

自己負担をなくしたら、必要以上に医療機関に掛かる人が増え、待合室が高齢者たちの憩いの場になってしまったり、はたまた家族関係のもつれなどによる社会的入院患者が増えたり、在宅介護においても過度のサービスの利用が増大してしまい制度が破綻してしまうのではないかとこの危惧があります。しかし、そのような現象は社会生活の不安から生じるものであり、この国に住む私たち自身の意識の改革なくしては解決しません。 (N P O 法人ウイラブ北茨城 高松志津夫)

「市民協鹿児島研修会」のご案内

日 時：平成 21 年 7 月 12 日 (日) 11 時 30 分から

(会食・施設見学・研修)

会 場：たすけあい川薩 (鹿児島県薩摩川内市城上町 9750-7 (電 話：0996-21-9338)

お問い合わせ：鹿児島県地域福祉協会

電話 0995-65-9921・F A X 0995-65-6773

第 12 回 全国食事サービス活動セミナー

日時：平成 21 年 7 月 19 日 (日) 時間：10：00～16：20

会場：女性と仕事の未来館 (東京都港区芝 5-35-3)

詳細につきましてはこちらをご覧ください。

<http://www.mow.jp/pdf/semina090719.pdf>

《記者の目》「成年後見なくして認知症ケアは始まらない」

日本経済新聞社 浅川 澄一

東京・本郷の東京大学で今年 3 月から成年後見制度を学ぶ研修が始まった。といっても、東大生向けではない。首都圏を中心に各地から集まったのは男女約 300 人の中高年ばかりだ。

これは東大と筑波大が主催する「市民後見人養成プロジェクト」。「社会人の学びなおし」という文部科学省の補助事業で始めた。この第 1 期生に続いて、2010 年度末までに第 4 期生までを養成、合わせて 1000 人の後見人候補を送り出すという。画期的な事業である。

成年後見制度は、介護保険制度に欠かせないものであるのに、これまでほとんどないがしろにされてきた。やっと、目を覚ます動きが出てきた。それも、厚労省や都道府県の上からの行政主導ではなく、現場で活動している専門職や研究者、市町村自治体がリーダーシップをとる。そして家族や専門職ではない「市民」後見人を育てようというこれまでにない壮大な試みである。

×

×

なぜ、画期的なプロジェクトなのか。実は、認知症高齢者がケアサービスを受けるときの大前提が後見人制度の活用なのである。

介護保険施行後に認知症ケアは大きく前進した。2003 年に厚労省がまとめた報告書「2015 年の高齢者介護」で、「(これまで重視してこなかった)認知症ケアを身体ケアと両立させて取り組んでいく」と宣言して以来、さまざまな施策が進められた。

痴呆症から認知症へと呼称を変えたことを始め、グループホームの拡充や認知症研修・研究センターで日本型のケアマニュアル「センター方式」を創案、一般の人向けにも認知症サポーター 100 万人達成運動などを展開してきた。

一見、喜ばしいことではあるが、実は介護保険制度の根底のところ、認知症高齢者に対して法令違反がまかり通っている。それによって、高齢者ケアの 3 原則でも最も重要な「自己決定権の尊重」が損なわれたままだ。

それは、契約の無視によって始まる。

介護保険サービスを使う時には、必ず利用契約書と重要事項説明書に提供者と利用者が署名、捺印をして文書を取り交わす。介護サービスの提供はそこから始まる。

市民協 F A X 通信 2009 年 7 月 5 日号

では、これらの契約書の内容を理解が出来なくなった認知症高齢者の場合はどうなのか。内容が分からないのに署名、捺印するのはどうみてもおかしい。

そこで、介護保険発足時に同時に登場したのが新しい成年後見制度である。民法を改正して、従来の財産管理に加えて身上監護（日常生活の把握）を後見人の役割とした。これによって、認知症高齢者は成年後見人を付けることによって、後見人が契約当事者となる。後見人は、その人（被後見人）に代わって、代行が必要なことすべてに権限を行使できる。

介護保険制度に関しては、必要な在宅サービスや施設入居、ケアマネジャーなどすべてのサービスが適切に行われているかどうかを判断する。本人にとって不適切であると判断すれば、事業所やサービス内容を変えることが出来るし、否、変えねばならない。

こうして、介護保険制度と成年後見制度は車の両輪とまで言われた。後見人がいなければ、認知症高齢者は介護保険制度を使えなくなるからだ。

×

×

ところが、現実には違った。

認知症高齢者は約 200 万人。そのうち、介護保険のために付いている後見人は数万人に達しないのが現実である。ドイツでは、後見人数が 120 万人に及んでいる。

成年後見人がいないままに介護サービスが提供されている。契約文書はある。

その文書に、本人に代わって家族が「勝手に」署名、捺印しているのである。明らかに違法行為だ。法曹関係者の中からは「私文書偽造に当たる」と言う声も聞こえる。

なぜ、こんなことが横行しているのか。

その責任は厚労省や全国社会福祉協議会、東京都など行政のそれぞれにある。

まず、厚労省。措置制度から介護保険切り替わる直前の 2000 年 3 月に「施設利用者は契約書がなくても引き続き入所できる」と自治体や施設に通達を出して、事実上の後見「破り」を率先して始めてしまう。このため、介護現場では、成年後見制がきちんと伝わるチャンスが失われてしまった。

確かに、当時 30 万に近い認知症の施設入居者に突然、契約書が必要といわれても、すぐには対応できない。なんとか介護保険制度を無事に離陸させることに全力を挙げていた厚労省が緊急措置として回避通達を出したのはなんとなくわかる。「契約」は、ひとまず横に置いておいて、となった。

だが、それから 10 年目を迎えた今になっても、その時の緊急措置は手つかずになっているのはなんとすることだろう。厚労省に問い合わせても、まともな答は返ってこない。

×

×

そして、全社協や東京都などの責任も重い。介護保険に必要な契約書のモデルを作成し、そのモデルに従って全国の事業者が契約書を作った。そこには、本人（利用者）の署名、捺印の欄のすぐ下に代理人の欄を設けている。ここに、書き込めば問題ないだろうと言わんばかりの堂々とした書面である。

だが、その本人欄と代理人欄に多くの場合、家族が書き込んでいる。何ら法的に裏付けのない代理人である。家族の顔もよく分からなくなった認知症の親が、代理人をきちんと指名できるだろうか。

家族は本人と一体であるという従来からの考え方をそのまま踏襲した考え方で作られた。

介護保険制度はあくまで本人本位の制度である。受けられる介護サービスは、家族の存在、あるいはその支援の程度は全く関係しない。利用者が必要とされるかどうかだけで、介護サービスは提供される。

×

×

日本的な家族観は、成年後見制度の中にも入り込み、浸透している。ほとんど知られていない同制度だが、それでも現在まで家庭裁判所から選任された後見人は 17 万 5 千人いる。その 75% が家族など親族が後見人となっている。

その家族の多くは遺産の相続人である。後見活動は、「本人が望んでいるであろうもっとも心地よい生活」を実現させるのが目的だが、子供たち家族が必ずしもその方向に動かないことがある。

市民協 F A X 通信 2009 年 7 月 5 日号

というのは、年金など親の収入と将来の遺産が念頭にある。加えて長年の気持ちの葛藤など親子間や親族には、外からはなかなか窺い知れないことが多い。

常に客観的な判断ができるとはかぎらない。時には「敵」に回り、虐待につながる恐れもある。もちろん、きちんとした後見活動ができる家族や親族もいる。だが、本人のあらゆる行動や生活について全権を行使できるのが後見人。より、第三者としての冷静な視点から臨むのが最適であるはず。

加えて、一人暮らしや老老介護の夫婦世帯が今後、急増していく。家族後見からの脱却が検討されなければならないだろう。

そこで、第二の選択肢が専門職の後見人となる。弁護士を始め、司法書士、社会福祉士、行政書士など法律や福祉の専門職だ。だが、なにしろ国家資格者であることと、こうした分野への関心度からみて、とても足りない。

次の選択肢が必要となり、登場してきたのが「市民」後見人となるわけだ。一般の市民が一定の研修を受けて、福祉や法制度を学んで活動するというものだ。福祉や医療、地域活動などで仕事をしてきた人たちが退職後、或いは子育てを終えてから入ってくるといい。

利用者とはほぼ同じ目線で判断できるのが、家族や専門職と違うところ。「自分がその立場になったら」と、利用者の立場に立って考える。ただ、素人だから専門職からの適切なアドバイスが必要だろう。また、個人で動くよりも複数でかかわるほうがいいかもしれない。

東京都世田谷区、同品川区、大阪市などが各社協と連携してこうした市民後見人の研修に乗り出している。そして、研修を受けた市民が、後見活動に入っている。北九州市など市レベルで取り組み出す動きも出てきた。福岡市では N P O 法人「高齢者・障害者安心サポートネット」が 2 0 0 5 年から独自に市民後見人を送り出している。

だが、これら市民後見人は総数で三桁に満たない。あまりにも少ない。

そうした状況の中で、東大と筑波大の研修は 1 0 0 0 人の研修生を目標としている。これを機に、各地の大学や行政が関心を高めていくことになるといい。その起爆剤として両大学の挑戦は注目されるといっていいだろう。

お知らせ

**団塊・シニア世代の地域デビュー促進のための映画「つづより花舞台」が愛知県 9 月上旬 あいち国際女性映画祭で、
上映されます！（映画祭初参加です！！）**

皆様の団体でも上映会是非ご企画ください！！

市民福祉団体全国協議会の皆様へ

「『ケアプラン点検支援マニュアル』攻略ガイド」他図書のご案内

皆様方の日常業務や自己啓発等にお役立ていただければ幸いです。下記の特別価格にてご案内しますので、購入ご希望の際は、以下に必要事項をご記入のうえ、弊社あて FAX にてお申込みください。もちろん、お電話・E-Mail でのお申込みも承っております。



上記図書
部
申込みます。

ワークブック付 事例解説!
「ケアプラン点検支援マニュアル」攻略ガイド

後藤佳苗、千葉県介護支援専門員協議会 / 編著
定価：3,400 円（税込） 市民協特別価格：3,200 円（税込）
発行年月：2009 年 5 月 25 日 判型：A 4 210 頁

本書は、ケアプラン点検支援について、豊富な事例を用いて具体的に解説し、行政と現場の共通のマニュアルとして活用できる、それぞれの架け橋となるテキストです。ケアマネージャーやベテランの自治体担当者はもちろん、担当部署及び介護施設等に配属された新人の方や、異動者の実務、教育・研修等にも大いに活用できる 1 冊です。



上記図書
部
申込みます。

09年改定対応
介護従事者のための居宅サービス報酬算定ハンドブック

結城康博、後藤佳苗 / 編著
定価：1,600 円（税込） 市民協特別価格：1,500 円（税込）
発行年月：2009 年 4 月 10 日 判型：B 5 150 頁

本書は、今回の介護報酬改定について、提供するサービス等の中でも頻度が高いものを、特に疑義が生じやすい部分と重要な改定部分に焦点を絞って解説しています。介護報酬算定等の業務マニュアルとしてだけでなく、利用者やその家族、関係職種等への説明の資料としてもご利用いただける、画期的なテキストブックです。

図書情報については弊社HPでもご覧になれます（<http://www.gyosei.co.jp>）

送料は弊社にて負担いたします。

お支払方法 現品と同送の振込用紙にて**㈱ぎょうせい宛**ご送金をお願いします（指定金融機関からご送金の場合、送金手数料は発行所負担。コンビニでのお支払い可）

上記特別価格は書店では適用になれません。直接㈱ぎょうせい宛お申込みください。

発行所・ 〒136 - 8575 東京都江東区新木場 1 - 18 - 11

担当者 **㈱ぎょうせい** 営業部 首都圏課 高橋 重信 TEL : 03 - 6892 - 6579

FAX : 0120 - 953 - 495 E - Mail : Shigenobu_Takahashi@gyosei.co.jp

ご送本・ご請求先

ご名称 _____ (ご担当者名: _____)

ご住所 〒 _____

TEL : _____ () _____ FAX : _____ () _____

E - Mail _____ @ _____

㈱ぎょうせいからの新刊情報メールを（希望する・希望しない）

T M 7092

お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内の目的以外には使用いたしません。